

花見川区民まつり実行委員会設置要綱

(名称)

第1条 本会は、花見川区民まつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）という。

(組織)

第2条 実行委員会は、花見川区内の各種団体の代表者等を実行委員（以下「委員」という。）として組織する。

(目的)

第3条 実行委員会は、区民相互の協調と親睦・区民意識の醸成及び高揚を図るため、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 計画の策定及び実施に関すること。
- (2) 各種団体との連絡及び協力に関すること。
- (3) その他この会の目的達成に必要なこと。

(役員)

第5条 実行委員会に、次の役員を置く。

- | | | | |
|-------------|-----|----------|-----|
| (1) 会 長 | 1 名 | | |
| (2) 副会長 | 2 名 | | |
| (3) 会 計 | 2 名 | | |
| (4) 監 事 | 2 名 | | |
| (5) 相談役 | 若干名 | | |
| (6) 総務部会長 | 1 名 | 総務副部会長 | 1 名 |
| (7) 企画部会長 | 1 名 | 企画副部会長 | 1 名 |
| (8) 広報部会長 | 1 名 | 広報副部会長 | 1 名 |
| (9) スポーツ部会長 | 1 名 | スポーツ副部会長 | 1 名 |
| (10) 文化部会長 | 1 名 | 文化副部会長 | 1 名 |

(役員を選任)

第6条 会長、副会長、会計、監事及び相談役は役員会において選出し総会において承認を受ける。ただし、相談役は地区連絡協議会長をもってあてる。

- 2 部会長及び副部会長は、部会で互選し、決定の上、役員会に報告する。
- 3 委員の選任は、役員会で決定の上、総会に報告する。

(役員職務)

第7条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、実行委員会を代表して会議を招集し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合は、その職務を代理する。
- (3) 相談役は、必要に応じて、意見具申をすることができる。
- (4) 会計は、実行委員会運営費及び事業の会計を総括する。
- (5) 監事は、実行委員会の会計を監査する。
- (6) 各部会長は、部会を招集し、総括する。
- (7) 各副部会長は、部会長を補佐し、部会長不在の場合は、その職務を代理する。

(任期)

第8条 役員及び委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 任期の満了または辞任によって退任した役員は、後任者が就任するまで、引き続きその職務を行う。

(会議)

第9条 実行委員会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 総務部会
- (4) 企画部会
- (5) 広報部会
- (6) スポーツ部会
- (7) 文化部会

(総会)

第10条 総会は、実行委員会の運営に関する次の事項を協議し決定する。

- (1) 会則の制定及び改正
 - (2) 事業計画及び収支予算の承認
 - (3) 事業報告及び収支決算の承認
 - (4) 役員会において選出された会長、副会長、会計、監事及び相談役の承認
 - (5) その他総会が必要と認めた事項
- 2 総会は、委員の過半数の出席を要し、出席者の過半数をもって決する。
ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(役員会)

- 第11条 役員会は、第5条第1項に規定する役員をもって構成する。ただし、監事を除く
- 2 役員会は、会長が必要と認めたとき招集し、会長が議長となる。
 - 3 役員会は、第4条に規定する事業を協議及び調整する。

(部会)

- 第12条 委員は、第9条第3号から第7号に規定する部会のいずれかに所属するものとする。ただし、会長、副会長、会計、監事及び相談役はこの限りではない。
- 2 部会は、各部長が必要と認めたとき招集し、部長が議長となる。
 - 3 各部会は、次の事項を行う。
 - (1) 総務部会は、各部会の調整・渉外・賛助金及び庶務等に関する事。
 - (2) 企画部会は、事業全体の企画・立案・調整等に関する事。
 - (3) 広報部会は、事業の広報活動及び参加団体の募集等に関する事。
 - (4) スポーツ部会は、スポーツ振興及び各種スポーツ大会の立案・調整・実施等に関する事。
 - (5) 文化部会は、文化振興及び文化的イベントの立案・調整・実施に関する事。

(顧問)

- 第13条 実行委員会に名誉顧問及び顧問を置くことができる。
- 2 名誉顧問は千葉市長とする。
 - 3 顧問は、役員会の推せんにより、会長が委嘱する。

(経費)

- 第14条 実行委員会に必要な経費は、補助金、寄付金及びその他の収入をもって、これに充てる。

(監査)

第15条 実行委員会の会計は、監事の監査を受けなければならない。

(会計年度)

第16条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第17条 実行委員会の事務局は、地域づくり支援課に置く。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、実行委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成5年2月20日から施行する。

(任期の特例)

第2条 役員および委員の最初の任期は、第8条第1項の規定にかかわらず、実行委員会設立の日から平成7年度の総会の日までとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成5年4月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成11年5月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成21年5月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成25年5月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成26年5月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成27年5月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和5年5月27日から施行する。